

## 柳川市告示第95号

柳川市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援（宿泊事業者・タクシー事業者・観光バス事業者）実施要綱を次のように定める。

令和2年5月19日

柳川市長 金子健次

柳川市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援（宿泊事業者・タクシー事業者・観光バス事業者）実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、市内の宿泊事業者、タクシー事業者及び観光バス事業者であつて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等を実施するものに対し、柳川市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金（以下「支援金」という。）を給付し、これらの事業者の施設等の環境整備を図り、市民や観光客が安心して利用できるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けた宿泊施設（下宿営業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に該当する宿泊施設を除く。）
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに該当し、同法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業者
- (3) 観光バス事業者 道路運送法第3条第1号ロに該当し、同法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事業者

（支援金の給付対象者及び申請期限）

第3条 支援金の給付対象者は、令和2年5月19日時点において、市内に事業所を有する第2条各号のいずれかに該当する事業者とする。この場合において、申請期限は、令和2年8月31日までとする。

（支援金の給付対象、給付額及び上限額）

第4条 支援金の給付対象は次に定めるいずれかに定める事業者とし、支援金の給

付額及び給付額の上限額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊事業者 1 宿泊事業者につき 10 万円に、当該事業者が市内に所有する宿泊施設の客室数に 2 万円を乗じた額の合計額とし、上限を 50 万円とする。

(2) タクシー事業者 事業用に供し、当該事業者が市内に保有するタクシーの台数に 5 万円を乗じた額とし、上限を 100 万円とする。

(3) 観光バス事業者 事業用に供し、当該事業者が市内に保有する観光バス（貸切バスに限る。）の台数に 5 万円を乗じた額とし、上限を 100 万円とする。

(申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、感染症拡大防止対策支援金（宿泊事業者、タクシー・観光バス事業者）交付申請書（様式第 1 号）に記入し、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(審査)

第 6 条 市長は、前条に規定する感染症拡大防止対策支援金（宿泊事業者、タクシー・観光バス事業者）交付申請書の提出があったときは、当該申請者が第 3 条に規定する給付対象者となるための要件を具備するかどうか及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の計画について審査するものとする。

(給付決定)

第 7 条 市長は、前条の審査の結果、支援金の交付が認められたときは、当該申請者に対し、感染症拡大防止対策支援金（宿泊事業者、タクシー・観光バス事業者）交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、応援金の給付が認められないときは、当該申請者に対し、感染症拡大防止対策支援金（宿泊事業者、タクシー・観光バス事業者）不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(給付方法)

第 8 条 支援金は、申請者の金融機関の口座に振込み給付するものとする。

(実績報告)

第 9 条 申請者は、当該事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第 4 号）を、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(不正利得の返還)

第 10 条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者がいるときは、既に交付した応援金の全部を返還させるものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

感染症拡大防止対策支援金（宿泊事業者、タクシー・観光バス事業者）交付申請書

年 月 日

柳川市長 様

申請者 郵便番号 (            -            )  
 事業者住所  
 事業者名  
 代表者 (印)  
 電話番号 (            )

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金（以下「支援金」という。）を  
 交付されるよう申請します。

1 給付申請額

<input type="checkbox"/>	(1) 宿泊事業者 交付基準額：10万円＋客室数（     ）室×2万円＝（            ）円 <b>【上限50万円】</b>
<input type="checkbox"/>	(2) タクシー事業者 交付基準額：台数（            ）×5万円＝（            ）円 <b>【上限100万円】</b>
<input type="checkbox"/>	(3) 観光バス事業者 交付基準額：台数（            ）×5万円＝（            ）円 <b>【上限100万円】</b>

2 事業者情報

事業所名		業種	
住 所	柳川市	番地	

3 振込先

銀行コード（4桁）					支店コード（3桁）			
銀行名 （郵便局名）	銀行 信金 信組 農協 その他				支店 （店番）			
預金種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄（いずれかに○）							
口座番号								
口座名義（カナ）								
口座名義（漢字）								

(裏)

#### 4 添付書類

(1) 宿泊事業者	・旅館業法に基づく都道府県知事の許可証の写し ・感染症拡大防止対策の具体的内容を示す計画書 又は見積書（防止対策設備の整備、消毒液等の購入など） ※既に支出した防止対策の費用も該当する。 ※計画書は別紙を参考に、任意様式も可。
(2) タクシー事業者	・道路運送法に基づく運輸局発行の認可証・許可証の写し ・該当する車の車検証の写し ・感染症拡大防止対策の具体的内容を示す計画書 又は見積書（防止対策設備の整備、消毒液等の購入、消毒作業に当たる従業員の役務費など） ※既に支出した防止対策の費用も該当する。
(3) 観光バス事業者	※支援金の給付額のうち、概ね2割は防止対策設備や消毒液等の購入費用に、8割は消毒作業に当たる従業員の役務費に充てるものとする。 ※計画書は別紙を参考に、任意様式も可。

5 感染症拡大防止対策支援金（宿泊事業者、タクシー・観光バス事業者）交付申請に当たり、次のとおり宣誓いたします。

- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に定めるものをいう。以下同じ。）又は暴力団（同法同条第2号に定めるものをいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、及び法人その他の団体であって、その役員等が暴力団員ではありません。
- ・申請に対する虚偽が発覚した場合は、支援金の返還等、柳川市の指示に従います。

※ この申請書は、柳川市において交付決定をした後は、交付金の請求書として取り扱います。

別紙

感染症拡大防止対策支援金  
(宿泊事業者、タクシー・観光バス事業者)  
計画書

年 月 日

申請者 事業者名 \_\_\_\_\_

計画内容 (計画している項目を全て記入してください)

物品・設備の名称、数量	金額 (税込)	用途	効果
総額 (税込)			

様式第4号（第9条関係）

感染症拡大防止対策支援金  
（宿泊事業者、タクシー・観光バス事業者）実績報告書

年 月 日

柳川市長 様

申請者 郵便番号 ( — )  
事業者住所  
事業者名  
代表者 (印)  
電話番号 ( )

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金について、必要書類を添えて報告  
します。

1 支援金交付額 円

2 事業所情報

事業所名		業種	
住 所	柳川市		番地

3 必要書類

実施確認書（別紙）

申請書添付の必要書類の内容を確認できる書類

別紙

感染症拡大防止対策支援金  
(宿泊事業者、タクシー・観光バス事業者)  
実施確認書

年 月 日

申請者 事業者名 \_\_\_\_\_

計画内容 (実施した項目を全て記入してください)

物品・設備の名称、数量	金額 (税込)	用 途	効 果
総額 (税込)			